

第25回西和賀町議会定例会

令和5年3月8日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席の旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順5番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 おはようございます。本定例会も4日目、一般質問2日目で、今日の最初の質問を行います、高橋宏です。よろしくお願いいたします。

昨日は、県立高校で入試が行われ、西和賀高校でも多くの生徒が試験に挑んだと思いますけれども、去る3月1日に西和賀高校で卒業式が行われました。私は、学校評議員ということで案内をいただき、参加させていただきました。この中で、西和賀高校の駒込校長先生が卒業生

に向かってお話をしたわけなのですけれども、卒業生に向かって、いい大人とはというお話をされました。いい大人とは、人のせいにしない、私自身非常に身に積まされる思いがいたしましたけれども、本日はいい大人を目指して、非難ではなく提言、提案型の一般質問をしていきたいと心がけますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告しているとおりの一般質問にさせていただきます。最初に、町民との対話について伺います。

町長は就任以来、町民との対話を重視する対話形成型の行政運営を行うと言われてきました。具体的にどのように対話を行い、成果を上げられたのかを伺います。

最初に、町民との対話の方法について伺います。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、お答えいたします。私が掲げております対話の姿勢、スタイルとしましては、直接顔を向き合わせることを基本とし、1対1を基本とし、少数対1としております。また、その内実は単なる情報の伝達や交換、一方的な説明ではなく、課題を共有し、当事者意識を高め、その解決に向け行動を起こせるような状況に高めていく行為であるとしております。

こうした原則から、庁舎勤務時におきましては、可能な限り、日程が許す限り、町民の方々から訪問をいただいております。また、庁舎時間外におきましては、町民の方々との出会いの機会の創出に努めております。

うな形で参加したのですけれども、今担当課で言われたように町外の方とか、ふだんは参加されないような若い方が参加し、非常に意義あるものだと感じました。

しかし、オンラインで見ていると、オンラインで参加している人の発言とか声とかはよく聞こえるのですけれども、逆に会場の方の発言がよく聞き取れないというような場面もありました。オンライン開催自体は非常にいいことだと思いますし、これからも続けるべきと思うのですけれども、オンラインのみの開催といいますか、会場との併用ではなくて、オンラインだけの会というのを設けてやったほうが、より聞きやすくいいのではないのかなというふうに感じたのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

会場での発言が聞き取りづらかったというのは、ちょっと私も今初めて伺いましたので、その辺はちょっと改善する部分はあるのかなというふうに思います。

またあと、オンラインのみでの開催という部分についても、私たちもちょっとその方向もあるのかなということで、選択肢の一つというふうには捉えておりましたので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

議長 高橋宏君。

8番 町長は先ほどお聞きしましたように、対話型ということでいろいろ取り組んでこられ、成果はこれから見てほしいということだったのですけれども、首長、トップである町長が対話を重視しているというのであれば、町長一人で住民全ての意見を把握するのは実質不可能でありますし、役場内、職員全体がそういう意識を持って対話形成型の行政運営をしていこうというふうにしていかなければ、なかなか町長の思いというか、対話形成型の行政運営というのは

成功していかないのかなというふうに感じるのですけれども、町長から職員へ、町民との対話について具体的な指示は出されているのか、お伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

職員へは、就任時の挨拶より仕事始め式、仕事納め式、年度の初めや終わりなど、折に触れて私の政治姿勢として話させていただいております。私に対話とはどのようなものであると捉えているかは、先ほどお話しさせていただいておりますけれども、対話は私自身の実践により、その真意を伝えることができるものであると考えております。日々の実践が大事であるという姿勢で臨んでおります。

議長 高橋宏君。

8番 日々の実践は、本当にそのとおりだと思います。職員に浸透しているのかどうかというところが我々の感じる部分での今回の質問の一番のポイントなのですけれども、それでは職員は町民との対話、今町長が指示したようなことで、職員は十分に町民と対話を行っているというふうに感じておられるのか。職員の町民との対話についてはどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

基本的には、職員の範となるよう不断に私自身が対話の姿勢を示すことが、職員の対話の姿勢を喚起することにつながると考えております。

一方、ご質問の趣旨といたしまして、住民の皆様が抱えている課題や悩みにどのように職員が向かい合っているか、住民の方々からそれらの思いを引き出せているかなどの課題はないかということだとすれば、各職員が日々の業務の中でいかに気を配っているかということをしっかり見ていかなければならないというふうに考えております。

議長 高橋宏君。

8番 職員一人一人が住民に対して、いかに今の
ような考えを持って対応しているのかという
ことなのですけれども、私は対話の基本は挨拶
ではないのかなと思っております。一般の町民
にとって、庁舎を訪れて用を足すというのは、
非常にハードルが高いものがあると思います。
どこに行けばいいのか、誰に聞けばいいのか、
そのようなときあまり誇張しなくてもいいので
すけれども、気軽に職員のほうから声をかけて、
今日はどのような用事で来たのですかというよ
うな姿勢がふだんから見られなければ、対話に
も持っていけないというか、そういうふだんか
らの挨拶という点で、十分に行われているのか
なというような感じを私自身、こういう言い方
するとちょっと弊害があるかもしれないので
すけれども、私の立場ということでの対応する職
員と、一般町民に対して同じような対応をして
いるのかという部分も、ちょっと感じる部分も
ありますけれども、いずれ一般町民からすると、
コロナ等で非常に経済的にも、仕事の収入的
にも疲弊している部分あると思います。

その中で、役場職員は当然人事院勧告に従っ
て、報酬、給料といいますか、それもある程度
確保されているという中で、町民感情として、
どんどん乖離していつている部分が出てきて
いるのかなということが感じられます。町長が対
話、対話と言いますけれども、職員のほうで基
本的挨拶から対話をして、住民の意見を聞こう
という姿勢があるのかという部分で、ふだんか
らの挨拶という点について、町長として感じる
部分があればお聞きしたいのですけれども。

議長 内記町長。

町長 そのようなご指摘があるということは、
真摯に受け止めていかなければならないと思
いますし、その場面場面で監督者等を通じて注意、
あるいはそういう行動がないようにというこ
とで、まさに指導していかなければならない事
項であると思います。

ただ、私のお話ししております対話というの

は、先ほどのような考えにありまして、そのよ
うな基本的なマナーといいますか、挨拶する
というようなことにつきましては、これは当然身
につけておくべきものであり、公務員である以
上、それはよりしっかりしなければならないと
いうことでございます。その辺につきましては、
入職後の新人研修、その後の接遇研修等体系的
な、基本的な研修がでございます。その辺をし
っかり繰り返しやっていくということが大事であ
るというふうに考えております。

議長 高橋宏君。

8番 もう一つ、役場庁舎で迎え入れるとい
うことと、逆に役場職員の方々も町民のほうに、
いろんな用件で現場に行くことがあると思いま
す。配布物を持っていったりとか、いろんな調
査をしたりとかということがあると思います。
そのときに持っていった用事、要件が終わりま
した、はい、では、という態度ですと、なかな
か町民の本当にふだんから考えている悩みとか
相談というのは、対話というのは、私はできな
いのではないかなというふうに感じております。
少し時間に余裕を持ってといいますか、行かれ
た職員も、上司のほうから少し時間をかけてき
てもいいよというような形で雑談的なもの、雑
談の中から本当の町民の悩みとか、そういうの
が出てくると私は思います。そういう雑談を、
町民のところに行ったら、せっかくだから話を
聞いてきてもいいよというような、上司からの
そういう指示といいますか、そういうことがな
ければ、本当の意味で町民からふだんの生活の
悩みとかというのは、聞き出せないのかなとい
うふうに思っていますけれども、そういうよう
な指示を出されているのか、それともこれから
ということなのか、その点についてお伺いした
いと思います。

議長 内記町長。

町長 行政の仕事もいろんな多方面あって、生
活に関わることとか、仕事に関わることとか、
いろんな場面があると思います。その場面に応

じた、そういう対応の仕方が当然必要でありますし、今ご指摘のような点があるということであるとすれば、やはりそこはしっかり対応しなければなりませんけれども、そういう必要性については、もうこれまでの積み上げの中で基本的に身につけていくことでありますし、その辺がおろそかになっているということであれば、先ほどお話ししましたように、研修あるいは管理者における心構えとして、徹底していかなければならないというふうに思っております。

議長 高橋宏君。

8番 今町長言われたように、本当に基本的な部分で対話以前というか、基本的な部分だと思えますけれども、その基本的な部分にもう一度立ち返っていただいて、現場を見るとか、現場の声を聞くということをもう一度徹底されることをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

移住、定住についてであります。西和賀町の人口減少は、以前予想されたよりも早いペースで進行していると思います。同僚議員も質問したように、もう5,000人を切る状態であります。ただ、現状日本全体で少子高齢化が進んで、人口減少をしております。西和賀町単独でこの問題を解決するというのは、非常にハードルが高いと思われまます。自然減、高齢者とか亡くなる方を抑えるということは、なかなか難しい部分があるとは思いますが、社会減を少しでも抑える、また移住者を増やすような取組ということで、現在町の取組について伺いたいと思います。まずは、社会減を抑える取組について、町の取組をお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それでは、ただいまの質問につきましては私のほうから答弁させていただきます。

人口減少に対する取組について説明いたします。議員のご指摘のとおり、町の人口減少が進行し、令和5年1月末での人口が4,998人となり、いよいよ5,000人を切るような状況となっております。自然減が大きく影響する中にあり、社会減を少しでも抑えることが重要であることの認識は同じでございます。

町では、令和3年度から第2期目となるまち・ひと・しごと創生総合戦略の実行に向けて取組を進めております。社会減を抑える取組、すなわち転出者を抑制し、転入者を増加させる取組になるわけですが、第2期総合戦略においては「地域の学びを力にいきいきと働く」として、地域で人材を育てながら、地域で活躍してもらう取組を進める。山菜や温泉など地域資源を活用した仕事おこしを行うとともに、必要となる人材について学校での職場体験などの機会を捉えながら育成するシステムを整え、併せて町外から転入を希望する人の受入れ環境を整え、社会増減の均衡を目指すこととしており、産業振興や人材育成、移住環境整備など、各分野で横断的に取組を進めているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今の答弁の中で、移住を増やす取組も含まれているというふうに理解していいのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 ただいまのご質問につきましては、まず定住対策という部分の説明をさせていただきますところですので、まず、社会増減につきましては、定住対策と移住対策の2つの部分があるでございますので、また移住対策につきましては、答弁させていただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

それでは、続けて移住を増やす取組についてということで答弁させていただきます。移住者の増につきましては、出身者のUターン率を向上し、出身者以外の移住の機会の創出、定着化、

事業所や創業者の誘致等による雇用機会の創出を通じて、転入者の純増に取り組む内容というふうになります。

これまでの取組では、山菜や温泉などの地域資源を生かしながら、6次産業化や、観光振興により西わらびのブランド化やヨーグルトの事業化などにつながっております。今後においても、西和賀町の強みをさらに生かしていくためには、地域資源を活用しながら、オール西和賀として地域の学ぶ力、稼ぐ力を最大限発揮することで、地域における人材を育成しながら所得と雇用の確保を目指すこととしております。

具体的な取組といたしましては、産業振興では新規就農者の受皿となる農業法人、集落営農組織に対する継続支援、創業支援や地域資源を生かした魅力的な観光地づくり、6次産業化に加えた産業間連携の推進、地域商社やフロントショップの検討などに取り組んでおります。人材育成では、西和賀高校の魅力化や山村留学、就学期でのキャリア教育、資格・技術の取得支援などに取り組んでおります。移住環境整備では、若者住宅建設や地域交通の確保対策、にぎわいのある地域づくりに向けた川をいかしたまちづくり事業、北部活性化への支援、お試し移住の受入れや移住コーディネーターによる移住対応、最終的な受皿となる地域集落への支援などに取り組んでおります。

これらの取組を戦略的に行っていくことで、西和賀らしさを生かしながら、移住を増やす取組を進めてまいります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 様々な取組をされているのを紹介をしていただきました。成果が十分に出ているか出ていないかというのは、またいろんな計画の指標で出てくるとは思うのですけれども、その中でも今現在人数は少ないと思うのですけれども、希望して西和賀町へ移住されている方もおります。代表的だと感じるのが地域おこし協力隊の

方々、また町内企業に就職した若者層を中心とする町外出身者やUターンもおります。さらに最近では、企業による外国人雇用も増えてきております。このような方々、今来ている方々へのサポート体制について伺います。まずは、地域おこし協力隊のサポートについて、現在の方、そしてもう町内に定住している方も含んだサポート体制についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、平成23年度の受入れ開始から現在まで、累計27名を受け入れており、現在は5名の現役隊員が活躍しております。定着率につきましては、65%となっております。こちらは、令和3年度の全国平均の数字とほぼ同じということでございます。

協力隊の受入れに関しては、町が重点的に進める分野の担い手の確保を目的とし募集を行い、各分野の担当課に所属することとしております。担当課には、協力隊をサポートする役割を担う担当者を定め、相談対応や支援に努めているところでございます。制度的な全体に関わる相談、関連する部署が連携して確認が必要な内容に関しては、統括課であるふるさと振興課が調整を図りながら、活動が円滑に進むように努めております。

退任後の隊員につきましても、相談内容により所属していた部署等で相談を受けており、必要な支援などを行っている状況でございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 現役引退した後についてもサポートが行われるというお話でしたけれども、通告の質問に従って、またまとめてサポート体制について聞きたいと思うのですけれども、町外出身者、Uターンの方へのサポートについてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

定住につながるべく町の各種施策について、まず公平な提供を行っているということでございますし、ふるさと振興課の分野では住宅の取得、活用のための改修補助等を行っております。移住コーディネーターを配置し、移住促進だけではなく、既に移住されている方の状況把握についても検討しているところでございます。また、旧小学校区を単位として配置している集落支援員が地域と移住者とのかけ橋となれるように進めたいというふうに考えているものです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 最近特に企業等で増えている外国人の方へのサポートについてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町内における少子高齢化が進むに当たり、担い手の確保は課題ですが、海外からの技能実習制度の活用により、各種産業の担い手として外国人住民が携わるなど置き換わりも進んでおります。平成29年には14人だったものが、令和3年には37人と増加傾向であり、町内の少子高齢の構造からも、こうした傾向は続くものと捉えております。

町では、こうした状況を受けて外国人材受入企業等支援事業の創出、また岩手県国際交流協会等の専門機関と連携し、外国人住民及び外国人材を受け入れる事業所の支援に取り組んでおり、外国人住民が働く事業所を訪問してヒアリングを行うとともに、関係課による研修会を行っているところでございます。

地元住民も外国人住民も相互に安心して暮らすためには、地域を理解してなじんでもらうことが大切ですが、コロナ禍により夏祭りなどの行事が見送られる中で、地域や外国人住民同士の交流が減少していることが分かりましたので、今後はこうした交流を深める機会の提供も検討しているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私は、町でも社会減を抑えるためとか移住を増やすため、様々今お話ありましたように、事業を行っていると思います。

ただ、最初に申し上げたように、もうここだけの問題でなく、日本全国が同じような取組をしているのではないかなど。その中で、いかにここ西和賀に来ていただくかという点においては、さっき言いましたように、数は少ないかもしれませんが、今移住、定住している方々がございます。その方々が実際にここに来てみて、西和賀町は本当にいいところだと、移住者サポートが充実して暮らしやすいし、本当にいいところなので皆さんも来てくださいと知り合いとか、今特に移住してきている方の若い方はSNS使わない人はいないというほど私は使っていると思います。そういう同じネットワークの情報の中で、町のホームページの紹介を見て感じるのと、実際に来た方が発信した情報との感じ方を考えますと、実際に来た方々が発信して、ここは本当にいいところです、自然条件の厳しさもあるかもしれないけれども、移住者についてのサポートが充実しているので、皆さんも来てみてくださいというような、強制されるのではなくて、発信すると、そういうふうなことがされるようなサポートができていうふうに、先ほどから担当課の方が答えているので、担当課でもいいですし、町長でもいいですけども、今いる方へのサポート体制について、そのように自分たちから発信できるようなサポート体制は行われていると感じますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、先ほど答弁したような形で、町では第2期の総合戦略の中で、各分野において移住、定住者に対するサポート体制を充実させているということで、こちらにつきましては他の自治体と比較しても遜色のないものというふうに捉えております。

情報発信につきましては、まず移住された方、Uターン、Iターンという部分もあると思えますけれども、少し私も調べてみましたけれども、私が捉える範囲のみだけでも、大体浮かぶのが40人ぐらいおまして、そこからさらに結婚されたり子供を出産されたりということで、人数は広がっているものというふうに捉えております。また、情報発信の状況を見ましても、その人数の中で70%ほどが情報発信を既に行っているという状況でございます。

そのようなことから、情報発信自体は皆さん積極的に行っているものというふうに捉えておりますので、議員がおっしゃるとおり、町のそういうサポート体制ですとか、そういう部分が充実していれば、おのずとそういう部分の情報発信もされているものと思っておりますし、内容を見る限りでは、本当に町の移住者のみならず、既に住んでいる住民の方々も積極的な情報発信を行っているというふうに捉えています。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今最低でも40人はいるだろうという話がありました。年間の社会減は、恐らく50人前後だと思います。自然減が100人以上で、社会減が50人程度。もしこの40人の方々が情報発信して1人が1人連れてきてくれれば、単純な話で申し訳ないのですけれども、そうすれば40人来るわけです。その40人が来ていただいで、またその40人が発信していただければ、社会減の部分は埋まるのではないかという、ちょっと単純な発想で申し訳ないのですけれども。

ただ、いろいろニュース等を見ますと、そういうふうに移住、定住が増えている地域は、人が人を呼んでいるというふうに言われています。人が人を呼ぶというのは、今言ったように多分来た人が次の人を呼ぶということだと思えます。ですから、町として外へいろいろ広めるのもそうですけれども、先ほど言っていますように、今いる方のサポートを充実させることが結

果的に町の移住者を増やすというふうな、そういう取組をするべきではないのかなというふうで、いわゆる私からの提言というか、なのですけれども。

議会としても、先ほど言いました地域おこし協力隊の方とか集落支援員とお話することがありました。地域おこし協力隊の方とお話したときには、住んでいるところでいわゆる流雪溝の使い方が、今まで住んでいる方のやり方、当然ここに住んで今までのやり方に組み込まれてというか、ただそうすると自分たちは流す時間がないとか、あとは集落支援員の方とこの前お話ししたときにも、以前住んでいたときにはごみ袋に名前を書かなくてもよかったけれども、ここではごみ袋に名前を書かなければいけないと。私たちがずっと西和賀町に住んできて、そういう暮らしの中の決め事とか、それはもちろん大切なことではあります。ただ、我々の常識が移住者にとっては常識ではない部分というのが、本当に今挙げた小さな部分なのですけれども、小さな部分ですけれども、ふだんの生活では非常に大切な部分だと思います。

移住コーディネーターも置いているというような話もあったのですけれども、それはそれで取り組んでいただけるのはいいのですけれども、移住者がいつでも行って相談できる、それはやっぱり移住者の方がいる場所、移住者がいつでもそこに行くとか相談できるというような、それが役場の管轄下ではないというところであれども、建物とか部屋が別にあって、いつでも行ってそういう細かい生活のことから相談できるような、そういう場所をつくるのが移住者にとって生活改善の一つにつながっていくのではないかなと思うのですけれども、そういうところをつくるというような検討はなされていないでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、移住者が自由に相談できるような場所

ということだと思いますが、いずれ行政が関わる部分につきましては、当然行政のほうがそういうふうな気軽に相談できるような体制を取るところは、先ほど指摘されたとおり、つくっていかねばならないというふうに思っていますし、現にそのように対応したいというふうには思っているものでございます。

また、地域の活動の中であってとか、地域の暮らしの中であってですと、やはり移住者にとってそういう受入れ態勢というものがなかなかあまり整備されていないのではないかなというふうな話も、実際に移住された方から聞くことがありますし、そういう部分で、例えばルールですとか、そういう地域独自のそういうふうなものについていろいろ教えてくれる存在という部分でいきますと、移住者とその地域をつなげるというような仕組みのところと、やはり集落支援の部分で協力しながらという部分があるのだというふうに思っておりますし、実際集落支援員の方々も移住された方というのもおありまして、そういう部分について、やっぱり自分も携わっていきたいというふうなところをお話しておりますので、そういうセンターですとか、そういう部分で、やはり対応できるような形もあると考えております。

以上です。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　郷に入っては郷に従えという言葉もあるのですが、これだけ人が減ってきている中で、移住者も増やさなければいけないと考えたときに、私も含めて、先ほども言いましたけれども、自分たちの常識、ここに入ったのだからこうしなければいけないよということをあまり強制していくのもいかなものかなと。

ただ、では移住してきた方の意見を全て聞き入れなさいという意味で言っているのではないのですけれども、お互いのもう少し許容範囲といますか、そういう部分を寛容にしていかな

いと、私なんかもそうですけれども、ずっと西和賀町にしか住んでなくて、そういう感覚しか持っていないようになってきているので、移住、定住を増やすのであれば、我々自身ももう少し寛容な気持ちを持ちながら、そして当局としてもそういうサポートセンター的なもの、形をつくるのがいいのかという部分もあるかもしれませんけれども、いずれあそこに行けば生活の細かいところから全て相談できるし、普通の雑談も、そして悩み事も相談できるような、そういう場所というのを提供すべきだと思いますけれども、最後にそういう点で町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長　内記町長。

町長　地域おこし協力隊を中心として、今いろいろ指摘いただいた点、そしてまた課長の取り組んでおります点は、以上のようなところがございますし、お話のようなことも含めまして、いろいろ検討はさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、私が職員時代などを通じて協力隊の募集に関わらせていただいて感じたことで申し上げますと、やはりここで何をやりたい、あるいはその方の人生においてどのような社会的な役割をしたいというふうなところのマッチングというのが一番大事ではないかなというふうに思っております。私も2名ほど関わらせていただきましたけれども、今も頑張らせていただいております。それは、ある特定のかなり絞った形での目的をお持ちでしたので、それにならうのであれば、ぜひ西和賀で活躍していただきたいというふうな話合いをさせていただきました。やはりそういうところが一番核になるのではないかなと。

その上で、それは住民全般に言えますけれども、生活環境は向上を図っていかねばなりませんし、そういうことも含めて、今のようなお話を含め、しっかり定住できるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに思ってお

ります。

議長 高橋宏君。

8番 ぜひ私も含め、町民も含めてなのですけども、このような町の状況、危機的状況といえますか、人口減少に対しては、今までと同じことでは駄目なのだというような意識改革をしながら、問題解決に向かっていければと思います。今後ともよろしく申し上げますということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで午前11時まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 今日の2番目、高橋和子でございます。どうぞよろしく願いいたします。また、12時までに終わるように、おなかもすいてくるし、頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

今回は、定住促進ということで、12月議会の質問に引き続き取り組んでいきたいと思っております。12月定例会におきまして、第2次総合計画後期基本計画の定住プロジェクトの内容について、関連する4項目について質問をしたところでございますが、今回はそれらの項目が新年度でどのように進展をしていくのかというところでお伺いしたいと思っております。この通告に従って、順次まいりたいと思っております。

①としまして、保育料の免除でございます。町政の努力もあって、現在保育料を納めているのは3歳未満児の第1子、第2子の保護者の方々であるご答弁をされております。また、12月の時点でこの子供たちの保育料の軽減等の予定はないが、国や県、他市町村の動向、そして今

後の子育て環境の在り方の検討を踏まえながら対応していきたいというご答弁でございました。

そこで、新年度に向けての国、県の動きはどうかをお伺いいたします。この甚だしい少子化の中にある本町でございますので、僅かな免除対象外の子供たちを残すということは、どれほど町の財源にとって重要なことなのか。3歳未満児の第1子、第2子の若い保護者にとっても最も温かい支援が必要な時期と考えますので、ご検討の経過とご所見をお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 それでは初めに、保育料に関する国、県の動きについてお答えいたします。

国においては、新たな動きはありませんが、県では令和5年度当初予算において、年齢によらず世帯が監護する第2子以降の保育料の無償化事業を予定しているところです。制度内容の詳細については、まだ通知を受けておりませんが、県単独事業で補助率は2分の1と、概略ですけれども、連絡を受けております。西和賀町の実施については、正式な通知を受けてから検討していきたいと考えているところです。

続いて、3歳未満児の第1子、第2子の保育料についての考えの部分、お答えしたいと思います。先ほどの答弁と重なりますけれども、第2子の保育料につきましては、県事業の活用による無償化について、正式な制度内容の通知を受けてからにはなりますが、前向きに検討していきたいと考えております。現時点で、第1子については保育料軽減等の予定はありませんが、国や県、他市町村の動向、今後の子育て環境の在り方等の検討を踏まえながら、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 それから、前回の質問の折に令和4年度

の年間の必要予算として320万円という金額がご説明されておりますが、この新年度においては、そうすると、県の動きがあるから計算はしていないということですよ。

それで、例えば第1子、第2子でやった場合の5年度の見通しについてお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 令和5年度の当初予算では、第1子、第2子の分、合計で26人、352万円をまず予算で見ているところです。ただ、今後の県の第2子無償化の動きによって対応がまた変わってきますので、その部分は補正対応等で、修正というか、補正というか、していく形になるかと思えます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 やはり今全国で少子化の中の子育て支援についていろいろな議論が沸き上がっておりますし、国の動きもあるわけですが、本当に深刻なところに来ておりますので、毎回申し上げるように、やはり町政の在り方の中でしっかりとこれは位置づけて実施すべきだと思います。

そこで、12月のご答弁の中では、第2次総合計画の中で検討しておりますというご答弁がありましたので、このことは実際計画の中で検討されたのか。頂いた資料では、ちょっとその辺が不明でしたので、改めてお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 保育料の部分を含めて、子育て環境の在り方等は検討させていただきましたけれども、現時点では第1子、第2子の無償化の部分までには至っていないということになります。今県のほうでそういった動きも出てきますので、今後の動向等を踏まえながらの対応になりますけれども、担当課としても子育て支援は重要であるという部分は認識しております。ただ、限られた財源の中で、適正な利用者負担という部分もあると思えますので、そういった部分も踏ま

えながら、今後の社会情勢も踏まえながらですが、対応を検討していきたいと考えているところです。

議長 高橋和子君。

4番 いろいろお伺いすると、検討、検討ですと行く場合がございますので、この辺りはしっかりとさせていただきたいのですが、検討会の中では重要性を認識されているというご答弁だったように思いますので、それなら今出された令和5年度の必要経費を踏まえて、そして第2子の補助が県のほうであるわけですから、ずっと予算的にはやりやすくなるわけですから、やるかやらないか、本当に本気で子育て支援をするのか、若い人の定着をしっかりとやるのか、この辺に表れているのではないかなと思うわけがございます。

そこで、人数は前回27名で今度26名ということで、どんどん減ってこないようにしたいという思いはあります。それで、県が第2子以降というのですけれども、これは若いご夫婦にとっての第1子が重要なのです。第1子でつまずくと町にいらなくなる場合もあるのです。ですから、第1子からしっかりとフォローしてもらいたいところでやるべきだと思います。県がせっかくやってくれるのだから、第1子からやってほしかったなと思って、県のやり方を批判しているわけです。ですから、やっぱり町におきましても、しっかりとやる姿勢をまず立てて、そして国がやる、県がやる時は、自治体が出来ればそこに補助金としてつけていくというふうなことが往々にしてありますので、町のやる姿勢をしっかりと明確にされておいたほうが良いと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

以前にもお答えした中であつたと思うのですが、こういう国民全体に、生活の基本に関わる部分については全国で競争するのではなくて、

国のほうでもこども家庭庁を設けて、その辺の重要視はしておりますので、そこをそろえていただきたいというのが私の考えであります。

あと、一般論で申し上げますけれども、やはりこれに限らずということでお聞き取り願いたいと思うのですけれども、無料化という部分は、いろんな場面で負担感は減るということはそのとおりでございますけれども、税金で成り立っている仕組みからしますと、やはり禁欲的にしっかり考えていかなければならないなというふうに思っております。これまでそうしてきた背景なり、あるいは負担の在り方等を踏まえながら考えていくということが大事だということが私の姿勢でございます。

議長 高橋和子君。

4番 町長のお考えをお伺いしました。競争するのではなくと、以前にもお伺いしました。これは、私は競争してほしいのです。なぜかというと、若い人が自治体選ぶときに、やはり子育てしやすいところを選ぶわけです。だから、よそがやってしまってから西和賀町も、ではやるかでは、町を選ぶ一つの手だてがなくなるのではないかなと思います。これは、この保育料だけではありません。

次に行きたいと思っておりますので、含めてお考えをお願いしたいと思います。②のほうですけれども、小中学校の給食費の免除でございます。これも12月議会に続いてですが、新年度でございますので、9月から引き続き取り上げておまして、そのときも保育料と同じように第2次総合計画の後期計画の策定で協議がされているところですので、将来の子育て環境の在り方の検討の中で、引き続き検討を重ねてまいりたいとご答弁がありました。

小中学校の給食費を無料化した場合は、令和4年度ベースで約1,800万円ということでございます。これは、令和5年度にはまたどのようになるのか、お伺いしたいと思います。子育ての家庭にとって大きな負担となり、苦しいと

の声が寄せられているところです。軽減する方向で急ぎ検討されるよう求めていきたいと思っておりますので、お伺いをいたします。

議長 学務課長。

学務課長 初めに、令和5年度の給食費の金額についてお答えいたします。令和5年度の給食費の金額についてですが、令和5年度当初予算歳入で給食費については約1,640万円を見込んでいます。

続いて、小中学校の給食費免除についてお答えいたします。現時点で給食費免除の予定はありませんけれども、経済的に厳しい保護者への支援としては、引き続き就学援助費で対応してまいりたいと考えております。

なお、前回お答えさせていただきましたけれども、県内教育長会議においても給食費については意見交換がなされ、県内の一部町村では無償化に取り組んでいるところもありますが、多くの市町村では限られた自主財源の中で、優先的に無償化を打ち出すのは厳しい状況でありました。いずれ将来の子育て環境の在り方の検討の中で、情勢等を踏まえながら、引き続き検討を重ねていきたいと存じます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 給食費の無料化、前にも申し上げましたけれども、本当は国が義務教育の無償化の中で食育として、教材として無料化すべきだというふうに考えます。しかしながら、国がやらなくても自治体が、先ほど来申し上げているように、若い世代を受け入れたいということであれば、やはり子育てしやすい環境の一環として、本当に子育てパッケージみたいな形で負担を減らして定着していただくということで、考えていただきたいなと思います。

子供が減っていきますと、予算も減っていくわけでございますし、子供に関する対策は、子供の成長は本当に早いし、今々非常に必要に迫られていることでもございますので、本当にだ

らだらと検討されずに、総合計画、この協議の中でも検討されておりますので、やはり町長のお考えもお伺いしながら進めていただきたいと思いますというわけでございますので、町長のこの件に関してのお考えをお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

この件に関する考え方も、先ほどの考え方と基本的には一緒でございます。国のほうでこども家庭庁、先ほどお話ししましたけれども、それを含めて、この件についてもかなり議論が進んでいるものと思います。そうした中でやるということもあり得るかと思いますが、そうした中で今町でやるとかやらないとかはなかなか言えないという意味で、検討ということで捉えていただきたいと思います。

ただ一方、西和賀におきましては、なかなか外への発信力の弱さをご指摘いろいろいただいている点で、その点もあるかなと思いますけれども、子育て等に対するいろんな手当につきましては、かなりのメニューでやらせていただいていると思います。トータルで見た場合は、そんなに他に遜色しているような形ではなく、むしろいい部分もいろいろあるというふうに考えておりますので、その辺をしっかりと訴えさせていただいて、西和賀の子育て環境についてご理解をいただき、来ていただくようなきっかけになればというふうに考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長 高橋和子君。

4番 せっかくいいことをやっても、発信力がないとやっぱり伝わっていかないとします。ですから、1つ、2つやっていたのでは発信力にならないので、これ、これ、これと、こんなにやっているのだというところをまとめて、こんなに子育てしやすい、そういうふうにやはり予算的にできるだけ可能にして、人材を得るわけですから、そして若い世代はそういった子育てしながら生産活動、町を担っていくわけで

すから、この辺でやっぱり町長は決断をして、保育料をもうちょっと無料化できるし、給食費においてもやはり検討されて、実現をしていただきたいと思います。

町長は、国のそういったこども家庭庁の出方を待つわけですか。

議長 内記町長。

町長 待つということではなくて、そういうふうに進んでいるので、その辺の加速について、当然働きかけをいろんな場面でさせていただきたいというふうに思っております。

議長 高橋和子君。

4番 機を失わずにやってほしいと思います。

よく、何でも無料化すればいいというものではないという声も聞こえるのです。しかしながら、子育てについては私は一歩も引けないと思います。これは断然やるべきことです、セットにして。それで子供の減少していくのを少しでも歯止めをかける、そういうことでやっていただきたいと思います。

この間子供を持つお父さん、お母さんの集まりに呼ばれました。議員来てちゃんと聞いてくれということでしたので、伺いました。ここではちょっとなかなか話できませんので、予算のほうでお話ししたいと思います。本当に結婚して子供が今ここにあって、仕事もしたい、こういった中で本当に苦しい思いをして、切実な思いで暮らしているということがひしひしと伝わってくる集まりでございましたので、その辺りを少し代弁して、予算のところでお話ししたいと思います。

それでは、その次に行きたいと思います。③で、会計年度任用職員の待遇改善を申し上げておりました。これで令和5年度も募集をされていると思いますが、令和4年度からの改善点があったかどうかお伺いしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

令和5年度の会計年度任用職員の待遇につい

てですが、12月議会定例会以降、国等から会計年度任用職員制度に関する改正等の情報は特にありませんので、現時点では令和4年度と同様の制度運用となります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 会計年度任用職員の待遇では、なかなか暮らしが困難だということは前回も申し上げましたので、何度も申し上げませんが、やはり中身の検討をされながら、担当課では少し上げていける部分がないのか研究を重ねて、次年度へ向けていただきたいと思いますが、町長はやはり待遇の問題は重要だと前回ご答弁されておりますが、ここでもう一声お願いしたいです。

議長 内記町長。

町長 待遇の改善が重要だということには変わりございません。今の取組の中で最大限できるように検討していきたいなというふうに考えております。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。引き続きご検討をお願いして、若い人たちが逃げないで、この町に定着していけるような、そういう待遇にしてほしいと思いますので。いろいろなものがあるのだということをこの間、前は町長もおっしゃられたのです。ですから、そういったことも含めて、今暮らしている人たちが、そこへ迎える若い人たちが本当に安心して暮らができるように、様々なサポートの仕方があると思いますので、それぞれ各課でも検討されて、待遇改善と含めて、若い方々がずっと定着されるように頑張ってくださいと思います。

それではその次に、施政方針、教育方針の中から、町長と教育長にそれぞれお伺いしたいと思います。最初に、町長のほうにお伺いしますが、保健医療福祉に関連してお尋ねをしたいなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

施政方針におきまして、妊娠期から出産、子育てまで一貫して、身近で相談に応じて必要な

支援につなぐ伴走型の相談支援の充実に向け、出産・子育て応援給付金事業に取り組むとされております。行政が寄り添って経済支援を実施することは、若い世代にとっては心強く、安心できる大事な政策でございます。

そこで思いますのは、昔は自宅分娩しかなく、多くの母子の命が失われたという歴史を持っております。国は、そういった中で、児童福祉法の中で、母子健康センターの整備を進め、旧湯田町が先に、そして相次いで旧沢内村も母子健康センターを建設いたしました。高い乳児死亡率をゼロにしたわけです。旧沢内村は昭和37年、湯田のほうは39年、乳児死亡ゼロを相次いで達成しております。

旧沢内村は、故深澤村長が、住民の生命を守るために私は命をかけようと、生命行政を進めました。その理念が歴代の首長に受け継がれてきたものと考えておりますが、こういったことにつきまして、生命行政を受け継ぐということにつきまして、内記町政の中でどのように継承されていかれるのかをお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

地方自治体、市町村の基本的役割は、地方自治法に定められておりますように、住民の福祉の増進です。住民の皆さんが幸せに暮らせるように努めることであります。私は、それを旨として任務に当たっております。

地方政府である市町村におきましては、中央政府、国と違い、住民福祉の増進を図るとは、第1に住民の方々の生命、財産を守ることにあると考えております。言い換えれば、生命行政となるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 今おっしゃられたことはもっとも、そのとおりでございますし、生命、財産を守るということは生命行政であるということでございます。

ところで、町長は昭和36年生まれでいらっしゃるんですね。昭和36年5月生まれでいらっしゃるかと認識しております。この年代というのは、生命行政の歴史でいいますと、老人医療費無料化を前年度に65歳以上やって、36年の4月から老人医療費を60歳に下げる、こういうやり方は非常に珍しいことですよ、全国的に見て。そして、それと同時に乳児の医療費無料化をやるということをやったわけです。それは、赤ちゃんの命を救おうと、そして働けなくなったからといって粗末にはしてはいけない、お年寄りをしっかりと見ていかないと、社会の秩序が保たれないという言葉が残っておりますが、それは今だって同じだと思いますよね。そういった中で、今町長はご答弁されたのだと思います。

そして、昭和37年に乳児死亡ゼロになるわけです。そういった、本当に生命行政の成果が上がってきた年代にお生まれになった内記町長でございますので、恐らくそういったことは言葉にしなくても、身にしみて感じておられるのではないかなと思います。

それで、深澤村政は老人医療費無料化するときに、国民健康保険法には違反するかもしれないが、憲法には違反しないという言葉を残しておりますが、そういったことはどのようにお感じになりますか。

議長 内記町長。

町長 ちょっと長くなって恐縮ですが、私のことも含めて答弁させていただいてよろしいでしょうか。

(何事かの声)

町長 私の深澤晟雄元村長への思いについてお答えさせていただきます。

私は、大学生のときに大学の生協で岩波新書の「自分たちで生命を守った村」を読みました。何とすごい村があるものだなというふうに読み始めましたが、それが何と自分の生まれた村であるという驚きと感動を覚えた次第でございます。

個人的なことで恐縮でございますけれども、私の家族のことですが、私の母方の祖父は内記伊八郎といいまして、沢内村役場職員として最後は助役で退職いたしました。助役の前は教育長も務めまして、深澤晟雄村長は村長就任前に教育長と助役を務められましたが、その前任者が内記伊八郎ということでございます。私の父方の祖父は、藤原定治といいまして、沢内の産業組合、今でいいますと農協の専務をしておりました。岩波新書の「自分たちで生命を守った村」にも書いていただいております。

深澤元村長のご功績は、沢内村民の命を守ったことにとどまらず、地方自治の本旨を具現化したリーダー、地方自治体の首長として全国的にこの業界では知られている偉大な方でございます。

ただ、私が素朴に思っていることをあえて申し上げさせていただきますと、生命尊重の村、全国に先駆けての乳児死亡率ゼロの達成、高齢者等の医療費無料化、包括医療体制の構築などは、深澤村長でなければなし得ないことであったということではございます。しかしながら、住民の多くが貧しく、病気になってもお医者さんに診てもらえない。私の父の兄弟も、半分は子供の頃、乳児の頃に亡くなっております。そうした悲惨な状況を何とかしなければならないという思いは、多くの村民が思いを抱いていたことであり、命をかけた取組がそこにあったものというふうに理解しておりますし、事実であるというふうに捉えてございます。

私ごととなりますけれども、先ほど述べました内記伊八郎は、妻のタマとともに役場に住み込んでおりました。村に医師が来ていただいておりますが、なかなか定着していただけない状況で、その先生方を何とか一日でも多くいてほしいということで、夫婦で先生のご家族の日常の世話をさせていただいたり、先生の酒飲み友達として、先生の村での生活に対する不満を聞いたりしたということでございます。

藤原定治は、産業組合の専務として、医者のない状況を何とかしなければならぬということで、産業組合の県本部に何度も働きかけし、ついに医師を派遣してもらえると、しかも当面の運営費つきだというような好条件で提示していただいたことなのですが、その医師を駅に迎えに行き、帰りタクシーで向かったわけですが、その車が事故を起こしまして、そのときは非常に大変な事故だったと思いますが、お医者さんが亡くなったというようなことで、祖父も足を悪くし、その後不自由になったというような経過がございます。

ちょっと身内の話で大変恐縮でございましたけれども、沢内に限らずだと思いますが、悲惨な地域の現状を何とかしなければならぬと一生懸命に取り組んだ多くの方々がいるということがございます。こうした方々の思いに思いを巡らすときに、深澤村長がいなければなし得なかったことではございますけれども、深澤村長だけにフォーカスしていいのかという思いもあることも事実でございます。そういうようなことで捉えさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。今のお話は、本当に歴史的に貴重なご家族の経歴でございます。

私学生時代にいろいろ国保関係の勉強をしていたときに、沢内村の藤原さんが診療所づくりに大いに活動したということは、内記前村長の親の方でしょうか、そうだなと思って、すごく感動しております。そういう歴史の一こま一こまが積み重なって、深澤村長の時代になし得てきたと思います。そういったことは、私たちは絶対忘れてはいけない。だから、歴史というのはうんと大事だと思うのです。そういった積み重ねがあって、深澤晟雄の時代にブルドーザーもできて、その前はブルドーザーなんてなかったら、やっぱりできないわけですから、グッドタイミングがあって、そういう考えがあって、

そして実現したということはまさにそのとおりで、私も今おっしゃられたことについては忘れることはできないものだと思うし、私が昭和43年に保健婦として来たときには、内記伊八郎さん、タマさん、いらっしゃいました。非常にお世話になりました。非常に懐かしい、前郷を担当しておりましたので、お世話になって、懐かしいですし、それから後もお世話になっております。

そういったことでございますので、歴史の一こま一こまの積み重ねの、そして命を守る理念、こういったものは失わずに、やはり今おっしゃられたようなことも含めながら、後世に伝えていくということが非常に大事であろうと思しますので、どうぞ一緒にそのことは取り組んでいきたいなと私も思いますので、よろしく願いいたします。今日は、内記町長のお考えをお伺いしたいということで、お尋ねをいたしました。

引き続きまして、教育長の教育方針のほうからお伺いをしたいと思います。最後のほうの地域の歴史や文化の継承と創造ということに関連しながらお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地域の歴史や文化の継承と創造について、歴史や文化の継承と創造のためには、銀河ホールの位置づけは重要でございます。旧湯田町の熱意が表れた施設であると私は受け止めております。町民や中高生が演劇を通じて、町の暮らしと歴史を大いに学んできた場でございます。

演劇において、旧沢内村、深澤村長の生命行政を中学生が演じて歴史を学び、町民に感動を与えたということが続いております。生命行政は、長期間において全国、また海外から視察があつて、また本にもなつて書籍化されて、それが基となつて演劇や映画が全国で上映されました。昭和48年には、厚生省が70歳以上の老人医療費無料化を旧沢内村の老人医療費無料化に倣つて踏み切つたという、小さな村が国を動かした歴史でもございます。僻地の豪雪の町の歴史

であり、これも後世に語り継いで残すべきものではないかと、教育長の立場でいらっしゃるところで、ご所見をお伺いしたいと思います。

議長 柿崎教育長。

教育長 教育長の柿崎です。どうぞよろしく願いいたします。

今日の質問の内容としては、生命行政を歴史として後世へどう残すべきものなのかについてということでお答えしたいと思います。私自身このことについては、第18代目の沢内村長、深澤晟雄氏の教育も、経済も、文化も、全てがこの生命尊重の理念に奉仕すべきものであるという言葉をとにかく皆さんとともに大事にしていきたいなというふうに考えているところです。そのために、私たち教育委員会としても、及川和男氏の「村長ありき」という著書を勧めております。

また、小学校が授業で使用している副読本に生命行政の具体例を掲載したりしておりますほか、先ほども議員さんからお話がありましたが、中学生が演劇講座事業において、生命行政を表現する機会を設けたりしているところです。昨年は、沢内中学校の50周年記念でそれを上演していただきました。また、昨年度町内外の皆さんを対象に、銀河ホールにおいて「いのちの山河」の上映会も行っております。

それから、毎年学校へ新たに赴任される教職員がいますが、その方々を対象に町内をご案内しているところですが、その中で一番最後として深澤晟雄記念館での研修を位置づけております。そして、先生方にもこのことについて教育で生かしていただきたいという思いを伝えているところです。

町民一人一人にとって、生命行政といいますか、生命尊重が誇りになってほしいと。そして、未来を開く大きな力となることを切に願って、教育施策を進めているところになりますので、今後ともどうぞご支援よろしく願います。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。いろいろ住民に伝える、あるいは子供たちに伝える取組をなさって、継続していただきたいと思います。

それで、どうでしょうか。とかく合併しましたので、生命行政という沢内の人たちは、「ああ」と分かるかなと思うのですが、旧湯田町の皆さんにとっては、やはりなかなか分かりにくいのか、どうでしょうか。教育長から見てどうですか。

議長 教育長。

教育長 先ほど社会の副読本ということで、3、4年生が使っている副教材がありますが、そこに載せていますので、まず子供たちには、あわせて、先で行われた社会福祉協議会の福祉大会においても、子供たちが毎年このことについて触れた作文があります。今回も放送されるのかとは思いますが、子供たちにとっては広く、そういうふうに浸透してきつつありますし、またそういう広報活動を通して、沢内、湯田ということではなくて、全町民として理解がだんだん進んでいるのではないかというふうに考えております。

議長 高橋和子君。

4番 ここにちょっと本を持ってきてみていますが、私が保健婦学院で紹介された「自分たちで生命を守った村」というのがありまして、保健婦学院は1年ですから、すぐ卒業で、どこに就職するかということで、私これを見て沢内村を第1に選びました。そのときに来てみてびっくりしたのは、同じテーマで映画を撮っている人たちがいたのです。東京の映画会社の人たちが来て、既に撮影に入っておりまして、これが「自分たちで生命を守った村」という題名の映画で賞をもらって、そして当時全国の県社協のほうに配布されているのです。もうどこでもあるかないか分かりませんが、大きいフィルムですから、そういうふうなことがございまして、岩手県内の乳児死亡がどんどん高い中で、深澤村長を中心にする取組、そしてそういった映画

になったというか、そういったことでありますので、歴史のあれとして。そして、及川和男さんが「村長ありき」書いていただきました。皆さん御覧になっているかと思います。59年に書かれておまして、これを基にして演劇指導された大峰さんが「燃える雪」というのを書いて、これは沖縄から北海道まで物すごい人たちが見てくださいったわけです。

そして、今お話ありました「いのちの山河」、これを基にして劇映画がつくられているという、これも演劇になっているという、そして国も動かしたという。これなんかあれです、新潮社で発刊したのですけれども、なくなって、絶版になって、その後でれんが書房新社というところで同じようにやっていました。それでもなくなって、そして今度「あきらめを希望に変えた男」ということで、日経ビジネス人文庫という、こういうところでも出されております。

いまだに外国からも研修に行きたいということでありまして、健康福祉課のほうで窓口になって対応しているところがございますし、まだまだたくさんの方々が西和賀町に来たいということでございますので、やはり我々住んでいる人間は、みんなが心を寄せる、こういう歴史の事実をみんなで覚えて、そして誰でも語れるようにしてつなげていって、自分たちも来た人を大事にしなが、少しでも若い人を受け入れて、住んでもらって、温かい西和賀町にしていこうではありませんかということをお願いして終わらせていただきますけれども、町長大丈夫、何か言いたいですか。

(何事かの声)

4番 では、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前11時47分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

登壇順7番、北村嗣雄君の質問を許します。
北村嗣雄君。

2番 皆さん、こんにちは。本議会、そして今期の一般質問として最後の質問者になりました、北村嗣雄です。よろしくお願いたします。

私の質問は、町の人口減少対策についての1点であります。資料に基づいてやりますけれども、次の4事項について町の考え、また町長の所見を伺いながら進めたいと思います。よろしく願います。

まず初めに、西和賀町のこれまでの人口減少の推計と今後の見込まれる減少推測の状況について申し述べてみたいと思います。西和賀町は、平成17年に旧湯田町、旧沢内村の合併により、西和賀町が誕生いたしました。合併時の町の世帯数は2,524戸、人口数は7,587人でありましたが、その後減少が進み、昨年の令和4年には世帯数は2,251棟、人口数は5,163人まで減少いたしました。合併時から令和4年までの実質減少数は世帯数が273戸、人口数は2,474人が減少しております。令和5年度において、本日の3月8日付であります。世帯数が2,226、人口数が4,989人と、世帯数が47戸、人口数が156人と、今年に入ってから減少が進んでおります。

また、動向自体の状況を見ても、合併時から令和2年までの推計であります。出生数が383人、死亡数が1,780名であり、出生数が減少し、死亡数が増加しております。また、転入転出の状況を見ても、転入が1,576人、転出が2,544人であり、転入に対し転出が1,000人近く増加しております。

これまでの減少数を年間減少数値に換算しますと、年間当たり減少世帯数が16戸、人口数が145.5人であり、今後の減少推移を推計したところではありますが、10年後の令和15年時には、世帯数が2,251戸から160戸減少し、2,091戸に推測されます。また、人口数は5,163人から

1,455人減少し、3,708人に推測されます。また、20年後の令和25年時には、世帯数は1,931戸、人口数は2,251人まで減少する推計に推測されます。

こうした状況から踏まえ、今後の減少を推計いたしました。町の人口減少が加速している現状について、まず内記町長の認識をお伺いいたします。よろしくお祈りいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口目標からしましても、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による影響も大きいと言えるところではありますが、本町の人口減少の度合いは、より強くなってきているものと、先ほどのようなデータもございましたけれども、危機感を持っているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 あわせてお伺いしますが、町の抱える課題は数多いと認識します。しかしながら、人口減少対策は、今最優先に取るべき急務の町の重要事項と思われるわけですが、併せて町長の見解をお伺いします。

議長 内記町長。

町長 恐縮でございますけれども、以下の個別具体のご質問もございませうございますが、それを受けてからお答えさせていただくということではいかがでしょうか。よろしいですか。

議長 北村嗣雄君。

2番 それでは、次の施策事項に移行していきますが、質問の中において、関連する事項、質問もあると思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

まず第1に、結婚支援についてでございますが、これまでの取組について、最初にお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

結婚支援についてでございますが、町の結婚支援につきましては、平成28年度において、西和賀町いきいき岩手結婚サポートセンター入会助成金交付要綱を制定し、出会いを求める方の会員登録費助成を継続して行っております。登録者数累計は男性5名、女性1名の計6名ですが、今年度時点の登録者数は、今はゼロということになっております。

平成30年度、31年度は、婚活イベント、イベント名をにし笑コンといたしましたが、開催を2回行いまして、2組の成婚につながっているという実績でございます。令和元年度から令和3年度にかけてイベント開催も計画したものの、コロナ禍の影響もあり未実施となりましたが、令和3年度においては町内3事業者を対象に事業者勉強会を実施するなど、雇用主側の婚活事業への理解に努めたところでございます。

令和4年度には、新婚生活支援事業補助金要綱を制定し、新婚生活スタートにかかる経費の助成に取り組んでおりますが、こちらも今のところ利用者はゼロというふうになっております。

課題といたしましては、イベントなどの応募者の減、あとはサポートセンターの登録者の減というところが挙げられます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。成果のほうも今伺ったわけですが、これについて当面、これまでの取組の中で課題が当然ないわけではないと思いますが、その辺お伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

課題ということですが、実際町のほうでも結婚する方の増を目指した取組としてイベント等の開催もするわけですが、なかなか応募者が集められないというようなところがやはり問題で、どのような形で集められるのかということがまさに課題というふうに見えてくるものでございます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 先ほど私成果の件でちょっと確認したつもりだったのですが、そうすると直接支援に至った成果というのはないわけですかお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

平成30年度から31年度に、まずイベントを実施いたしました。そこでは参加された方が町からも町外からもいたということで、結果的には2組の成婚につながったという部分が成果でございます。あとは、結婚サポートセンターの登録者につきましては、累計でいきますと6名だったのですけれども、その登録自体もやめたという部分で、結果的にはゼロ、現状はゼロということにはなっております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。この中で、これまでの成果、取組、課題等も若干伺ったのですが、これと含めて、婚活応援事業ですか、これは当然ミックスした形になると思うのですけれども、これまで町が取り組んできた状況というのがあれば、お伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

これまでの結婚支援の課題を踏まえまして、婚活イベント等への参加のしやすさという部分を考えた結果、町の資源等を活用した自然体験型の出会いの場というようなことで募集を行うということにいたしました。そして、企画につきましても、地域おこし協力隊の任期を終えて起業した方がいるのですけれども、そういう方をお願いしながら、新たな感覚を取り入れての実施ということになりました。その結果、募集人員を上回る応募者があり、参加者からの評判もよく、まず2組のマッチングの成立ということに至ったというのが令和4年度でございます。

そのようなことから、令和5年度につきましても引き続き今回のスタイルでの実施により、さらなるつながりの増を目指していきたいというふうに考えるものです。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。

そうしますと、町のこれまでの取組で伺うわけですが、例えば未婚の方の、これまでの取組の資料を私が見たところでは、39歳以下の未婚の方を対象として、いきいき岩手サポートセンターでの取組のようなのですが、町としてやはり未婚の方、39歳以下も含めて、それ以上の方も結構少なくない。早く言えば多数いらっしゃるように私は思いますが、これに対する例えば意向調査だとか、これに対する取組は何かなされてきたのか、まずその辺をお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今議員のおっしゃられる39歳以下という部分についてですが、こちらにつきまして新婚生活支援事業というような国の補助金制度がございまして、その要件が39歳以下であれば、まず補助金30万円とか、29歳以下であれば60万円というようなことの部分から、それに沿った要綱を作成して、町で令和4年度からの支援をするというようなことでございます。

39歳以上はどうかというような話になりますが、婚活事業の今回の婚活イベントにつきましても、対象は50歳以下にするなど、そういうようなところで、まず年齢的には、39という部分はあくまでも補助金の要件であって、ほかの婚活支援の部分については50歳以下を対象としたイベントというような形で募集を行ったというものでございます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 そうしますと、町としていわゆる応援事業、婚活の事業に対して、今後これに加えて取

り組む何か施策は、考えはないですか。伺います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

婚活支援の部分につきましては、令和4年度からスタートしたイベント、あと令和5年度も引き続き今回のスタイルでという話でございますけれども、いずれやっぱりそういうふうな町内にいる独身者の方々を、より出やすいような形、出会いの場を設けるような形を取りたいということから、そういうイベントの方式も、町の自然資源を活用したイベント形式というようなことで、まずはそういう出会いの場づくりから進めたいというふうに思っておりますので、令和4年度は1回の開催でしたけれども、令和5年度につきましては、まず2回開催するような形というふうに考えるものでございます。

あとは、引き続き先ほどの新婚生活支援の部分についても継続して行っていくなど、そういうような形で取り組みたいと思っているものです。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 課長がおっしゃられることは理解しましたが、私個人的に考えるには、これは一環として人口減少の対策として私は考える形からなのですが、町として独自に、やはり今何らかの対策を取るべきだと私は考えるのです。というのは、やはりただ行政だけでやろうとしても、これはなかなか難しい課題であります。ですから、私個人的に考えるには、あくまで提言ですけれども、住民、町民の方である程度の適任者である方のアドバイザーというのを確保して、そしてやはり当事者とのいわゆる会話とか、いろいろそこを踏まえて、空き家対策ではないのですが、町としてやるべき、やれるべきことをやはり取り組むべきではないかなと思いました。そうすることによって、成功数が1人でも2人でも出てくれば、1人が2人になり、そこ

に出生数も出る、あるいは期待できる、そうすることも一つは自ら生む町の取組でないかなと私は考えるのですが、ちょっとその辺について町の考えを伺います。

議長 内記町長。

町長 今ご提言のありましたアドバイザーでございますけれども、過去にもいろんな手法を用いてやってきた経過があると私自身承知しております。そうした中で、今の時代に合わせた状況で、先ほどお話しさせていただきました出会いづくりをさせていただいて、これまでもそういうような機会をつくっていくということが直接的な支援ということで考えているところでございますけれども、もう少しバックグラウンドを考えてみますと、個々のアンケートを取ってやるというのは、なかなかこういうプライバシー尊重の中では厳しい面があると思いますので、全国的な調査からの推測にはなりますけれども、どうもやはり経済的理由がかなり大きいのではないかなという調査も出ております。端的に言えば、給料が安いとか、そういう部分だと思いますけれども、その辺の底上げを町としてできる部分をしっかりやらなければいけないというふうに私自身考えておりますし、そういう点でいろんな経済的な部分、産業の部分、全体は無理にしてもスポット的でも上げて、そういう魅力ある職場づくりということが、そういう対策にもつながるといような考えでおります。

議長 北村嗣雄君。

2番 町長の言われることもよく理解します。ただ、時間がないというか、やっぱり緊急事項でもあると考えます。その辺の一刻も早い町の取組に我々も協力をしながら、一つの成果を見たいものだなと考えるものでございます。よろしく申し上げます。

それでは、次に入っていきますが、2番目の少子化対策についてですけれども、これまでの取組あるいは成果について、まず最初お伺いし

たいと思います。よろしく申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

少子化対策につきましては、結婚に加えて妊娠、出産、子育てといった人生の変化に寄り添った、切れ目のない効果的な支援体制を目指しております。自然環境を生かした西和賀町ならではの婚活事業への取組、妊娠・出産支援、子育て支援を行っております。

当課の所管する婚活関係の成果と課題につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございますので、妊娠・出産支援、子育て支援の部分につきましては、担当課から答弁をいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、健康福祉課の少子化対策ということで、これまでの取組や成果についてお答えします。

子育て支援につきましては、母子手帳を交付するときからスタートすると言われるように、町では母子手帳の交付は対面で行い、妊婦さんの相談の機会にもなれるよう、16回分の妊婦健診票を3回に分けてお渡しをしております。出生届が提出された際には、町民課や税務課と連携を図りまして、児童手当や1か月健診票などの手続をスムーズに行っております。

これまで新生児訪問は、産後3週間を目安に保健師が家庭訪問を行い、赤ちゃんの発育状況や産婦の母体の回復に向けた指導を行っていましたが、令和2年度からは助産師と一緒に訪問し、よりきめ細やかな育児支援を行い、産後鬱予防につなげております。また、子育てサロンや乳幼児の健診の場へ助産師も同席して、相談の機会を増やしてきました。

乳幼児健診では、子供と保護者への移動の負担をかけないよう、さわうち病院と川尻保健センターの2会場で継続して実施をしておりますが、出生数が減少で集まる親御さんがちょっと少なく、保護者同士の子育ての情報交換が難し

い状況になっております。そのため、令和3年度から取り入れている子育て支援アプリ情報配信サービス、にしわがっこナビでは、アプリ登録者に対して、町内外の子育てに関する情報発信を行っているほか、子育て動画も手軽に閲覧できるようになっております。本来対面が望ましいですけれども、コロナによってデジタル機器を活用した子育て支援は、今後利用の幅が広がっていくものと考えております。

子供の医療費給付事業は、給付対象者を高校生まで拡大し、窓口で支払う医療費の自己負担を無料とする取組を県内でも早い時期から実施し、子供の健康づくりや経済的支援を進めてまいりました。これまで健康福祉課では、一人一人の子供を大切に、保護者に寄り添った支援を進めてきております。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からは教育分野での子育て支援についてお答えいたします。

子育て支援としては、保育事業、一時保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業などが主に挙げられます。保育事業に関しましては、待機児童もなく、保育を希望する児童をお預かりできておりますが、児童数の減少等に伴う今後の保育環境の在り方検討が必要であり、保育ニーズを踏まえた上での検討が急務となっております。

一時保育事業は、例えば出産や入院などの緊急時に児童を一時的に保育所、保育園で預かる事業ですけれども、公立、私立、1か所ずつで対応しております。利用人数は多くありませんが、今後も緊急時の対応に必要な事業であるため、提供体制を維持してまいります。

病児保育事業は、病気のため集団の保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に専用の施設で預かる事業で、さわうち協立診療所に委託し、運営しております。近年は、コロナ対応による衛生管理の徹底等により、利用者数は多くありませんが、子育て支援としての事業の必要性は

高く、引き続き提供体制の維持を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業は、保護者が日中に家庭にいない小学生を対象に保育を行う事業で、社会福祉協議会に委託して運営をしております。学童クラブのことになります。

いずれも保護者の就労と子育ての両立を支援している事業で、成果は非常に高いものと認識しております。課題は、保育ニーズ等を踏まえながら、児童数の減少等に伴う今後の保育環境の在り方を見いだしていくことが大きな課題であると認識しているところです。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 今3課の課長さんからいろいろ取組について伺ったわけですが、どこの課でも複数の事業の中で取り組んでいらっしゃる、これは大変ご苦労だなどいうのを今お聞きしたわけですが、ただ私の知るところでは、先ほども健康福祉課長が申し上げていますが、県下の市町村に劣らない、やはり少子化対策といえば子育て、これに準ずる取組は、西和賀は特に生命尊重は深澤村長、先ほども話ありましたが、そうした人間の命というか、暮らしを守るという観点からやはり取り組んでいる伝統的な町だなどというのは、私個人的に思うわけですが、ただこの取組に当たって町の職員の皆さんが大変ご苦労をされているわけですが、成果として見られないとか、なかなかそういうのは出なくても、いろんな形で少子化対策、子育て、出産、あるいは育児に対して支援をなさっているわけですが、課題として、絶対何かしらそれなりの課で抱えていることは当然あると思うのですが、やはりこの際住民にもその辺を理解してもらいながら取り組める、住民一体となって取り組むことがあればなど思うのですが、お伺いします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 先ほども少しお話ししたところですが、お子さんの生まれる数が年々少な

くなってきているというところで、その保護者同士の子育て情報の交換がちょっと難しい状況であったり、また各事業を実施する際に対象人数が少なく、事業の効率だとか効果を求められることに対しては、ちょっと課題があるなどというふうに考えております。

しかしながら、子供の数が少ない中でも必要とされる事業につきましては、継続して実施してまいりたいとも考えておりますし、今後も一人一人寄り添った体制づくりを大切にしていきたいと考えております。

また、現在国や県において少子化対策の取組が加速化しており、市町村同士の子育て支援施策の競争が過熱しているようにも見受けられますので、特色を出すのが難しい状況ですけれども、町では引き続き町民の皆様の声や要望をお聞きし、子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

議長 学務課長。

学務課長 先ほどもお答えさせていただいたところですが、やはり課題の大きなところは児童数の減少に伴う今後の保育環境の在り方の検討ということになると思います。保育ニーズを確かめながら、西和賀町にとってよりよい保育環境の在り方というところを今後見だしていきたいというところが大きな課題だと認識しているところです。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。私この少子化対策には、今まで取り組んできている町の事業を含めてですが、これは当然重要なことであり、成果そのものというより、やはりさっきも申し上げたように、住民にとっては必要な町の支援事項であると思いますが、これと加えて、少子化対策に私思うには、いわゆる家族世帯がやはり一番こうして子供を出産する、育てる、それから育児に関することは、やっぱり支援というか、育児費もかかるわけですが、併せて生活があって成り立つものですから、私そこに

提言するのが、そのためには住民というか、当事者は夫婦共働きでも働く、働かなければ生活できない。それで、やっぱり当事者側から聞くとなかなか生活できないから、子供を持ちたくても持てないとかというのが実態としてあります。私率直に答えを先に言うのであれば、やはり働けば働くほどそれだけ所得は上がりますが、それが所得に対しての所得税というのがいわゆるいろんな形で負担がかかります。

それで、実は日本の国のことではなくて、フランスでは600万の所得者に対して子供2人持てば100万以内の所得にと控除するというあれが、先般少子化対策で、やはり国外も揺れているというか、そういう対策が問われている中で私お聞きしたのですけれども、確かにこれは大事なことではないかなと感じたのですけれども、これが町としてすぐ取り組めるとかというものではなくても、やはり生活があって、生活ができて少子化対策というのにつながるのだと思うのです。そこの根本的なところがやはり生活に対する確保するための施策を一つ町としては考えることも重要ではないかなと考えるのですが、できれば私の個人的なあれですか、お伺いします。

議長 内記町長。

町長 今お話しの点はそのとおりだと思い、また先ほど申し上げましたけれども、いろいろな調査を見ましても、その辺の経済的な理由というのは実は大きいのだというようなお話でありました。

ただ、税制とか、あるいはそのほかの支援策については、国の制度上、町の範囲を超える部分はあります。町としてできる部分としましては、やはり産業の振興とか、個々の企業を伸ばしていただいて所得を上げるような給与にさせていただくとか、そういうところでできることをやっていくということになると思いますし、そういう視点で町全体の産業振興も図っていくことが、それに結びつくことであるというよう

な考えで取り組んでいるところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。まずは、よろしくお伺いいたします。

それでは、次の事項に入りますが、移住、定住の支援についてですが、先ほど同僚議員がいろいろ私の質問事項と同じく、その中で答弁をいただいている面もあります。移住については、ふるさと振興課長のほうから詳しく説明がありました。定住についてですが、私も先ほど述べましたけれども、いわゆる流出、転出がやはり転入に比べて1,000人以上も増加している。この経緯を見ますと、今後も予想されるのは、そういう推測をされるわけですが、いわゆる移住もやっぱり取り組むことは大事ですし、先ほどもお聞きした上で、町の考え、いろいろ理解するところもありましたが、ただ定住に対する既存の住民の皆さん、やっぱり転出するそのものもいろんな事情があると思います。家族構成、あるいは仕事の関係もあるのでしょうか、ただ町からこれだけ住民も離れるというのは、やっぱりそれなりに町に対して生活にいろいろ、あるいは暮らしに耐えられないか、事情もあるのではないかなと私は考えるところですが、その辺いわゆる課題としてひとつお伺いしたいと思います。よろしくお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、主に定住の対策というような部分だとは思いますが、改めまして移住、定住という部分で、まず取組につきましてご説明をさせていただきます。

移住、定住の部分につきまして、まず移住ですけれども、大きく分けて3つありまして、1つ目は情報発信ですとか、2つ目は補助制度、3つ目は受入れ環境に係る取組というようなことがございます。1つ目の情報発信ですけれども、主にその部分については県が主催の首都圏での移住PRイベントなどへの参加によって、

町の魅力や各種支援など情報提供を行い、また併せて県内市町村の共同のホームページなどもつくりまして、情報発信を行っているという部分がございます。

あと、2つ目の各種補助では、県内市町村と協調した制度となる移住支援金というものがございますし、あとは町単独では移住者住宅取得補助というような部分も用意してございます。

3つ目の受入れ環境ですけれども、こちらにつきましては移住体験住宅2棟により、まずお試し移住の受入れですとか、令和4年度からは移住コーディネーター設置を施行して、移住相談への対応や移住後のフォローに取り組んでいるというものです。

また、関連事業となる移住者以外の町民も含めた定住対策の部分ですが、当課では空き家バンク、空き家活用補助、地域コミュニティー対策として集落支援員の設置、若者住宅建設などがあります。このほか関係各課においても定住プロジェクトに取り組みまして、子育て、保健、教育、産業など、各分野において施策を展開しているというところでございます。

成果につきましては、第2期総合戦略は5か年計画の中間年、令和5年度を迎えるわけでございますので、各種団体とのヒアリングを実施し、しっかりとした検証をまずここでやるということにしております。現段階における各課進捗状況や今後の進め方については、まずヒアリングを実施し、必要な修正を行うなど、社会増減をプラス・マイナス・ゼロに向けて、取組を進めたいというふうに考えております。

課題につきましてはですけれども、先ほどの1つ目の情報発信では、町の魅力を高めて伝えるということ、地域ブランド化とプロモーションのさらなる取組の必要性があるというふうに考えております。また、2つ目の各種補助につきましては、現状のところでは実績というのがない状況でございますので、活用状況についても検討していきたいというふうに思っております。

し、3つ目の受入れ環境についてですが、取組により他の市町村と比較いたしましても、まず充実している各種支援制度ではございますが、やはりPR不足ですとか、雇用確保に対応できる住環境対策ですとか、あと最終的な受皿となる地域集落への支援にも今後取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

移住者にかかわらず、住んでいる人が今後も住み続けたいと思える環境づくりというものに努めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 いろいろありがとうございます。いずれにしても、なかなかこれも難しい課題だと思えますが、ただやはり定住、移住、これを確実に成果を出すには、次の事項も絡んでいると思えますので、次の事項にも入りながら進めていきたいと思えます。

4番になりますが、産業振興の推進についてですが、企業誘致の推進について、これまでの取組やら課題含めてお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、企業誘致の取組と課題について私からお答えさせていただきます。

町内における状況は、人口減少、高齢化による従業員の確保などの課題から、町内企業の撤退や廃業が続いております。これまでも様々な企業から工場などの進出のお話ございましたが、一方で企業が求める従業員数の確保に課題があり、また建設用地の地元住民との協議では、最終合意には至らず頓挫するケースがあった状況でございます。

町では、それらのことから、平成28年度に今後の企業誘致を念頭に専門官を配置し、ビジネスマッチング事業を展開いたしました。本事業では、既に進出している企業からアドバイスを受け、またその本社や親会社、大手関連企業などを訪問の上、協議を重ねるなど、町内の企業

誘致に係る課題を明らかにさせていただきました。その報告書では、本町は近年の道路交通網整備等により近隣市町村への通勤が可能になったことや、各種企業が集積し、業種選択ができる北上市内などへの就労が進んでおり、町内の働き手確保が難しい状況となっております。

北村議員さんおっしゃったように、現在の課題についてですが、企業誘致を目指す多くの市町村は専門職員を配置し、事前に誘致企業の業種を選定した上、用地確保、交通網の基盤整備、工場用水の確保や進出企業向けに特化した条例化など、本町が誘致を目指すためには多くの課題があるものと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 それなりに今までの取組については伺ったわけですが、実際に専門家とお聞きしましたけれども、町でいわゆる独自に専門家を委嘱してお願いして、やはり成功というか、見込みなどというのは、今のお話では感じられるところもあるのですけれども、その辺具体的にちょっとお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 企業誘致を目指すためには、やはりそれなりの専門的な知識を持った方、事前に根回しをする上で、企業訪問などを通して、町が求めるような企業に対してアプローチをしていくという手法が一般的でございます。その上で必要な、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、用地の確保、どういった場所に、どういった企業を誘致すべきなのかという基本的な考え方をしっかり考えた上で、それに対して交通網の基盤整備や工場用水などの確保が必要だろうというふうに考えております。

事前にかなり内々に動くような大きな事業でございますので、通常の職員ではなかなか対応が難しいのだろうというふうに考えておるところでございます。近隣の市町村では、北上市などでは専門的な職員がしっかりいて、それに向かって常時対応しているというような状況でござ

いますので、そういったところとの綱引きの中で企業を誘致するといったことを考えていかなければならないところをだということもまずご理解いただきたいというふうに考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 すみません、重ねてお伺いしたいのだけれども、規模的にはやはり雇用者はかなり見込まれる企業になりますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 誘致する企業の選定に関しては、まだそういったものを現在しているところではございません。現在行っておりますのは、企業誘致というのはなかなか難しい状況でございますので、まず基本的に考えなければならないのは、自然豊かな本町の特性を生かした企業誘致といったものを基本として考えるべきだろうというふうに考えておりました。企業の従業員の規模云々というよりも、どういった企業が適正なのかという選定をまずすべきだろうというふうに考えておるところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。それなりに進めていらっしゃることに對しては、大変それなりのご労苦をされていると思いますから、それはそれとして引き続きお願いするわけですが、ただ町が抱えるこのようにいわゆる雇用というか、職場が数少ないというか、本当はない状況の中で、やはりこれも取り組むべき急務な事項であると考えます。

私お聞きしたいのは、やっぱり町がそうした専門職をお願いするのもあり得ることだと思うのですけれども、専門の方を、誘致交渉ですか。でも、本来ならやはり町長なり副町長あたりが、正直言って私基本的に考えるのは、駄目でもともと直接交渉してみえるのも、やはりこれが町の本当の姿というか、気持ちの表れが向こうにつながるのではないかなと私は考えるわけです。職場をなくして定住、移住と言ったって、やは

り見込めるわけがないのです。ですから、その辺の町の本音というか、本気度を誘致したい企業にやはりこれは取り組むべきだと私は考えるわけですが、まずひとつその辺、町長所見としてお願いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

先ほど課長が申し上げていましたのは、企業を誘致するという場合には、現状においてこのような課題があるということは申し述べさせていただいたと思います。仕事がないと言い切れるかどうかというのを非常に考えなければいけないなと思っています。どこも人手不足です。建設業、あるいは福祉におきましても、病院でも集めてもなかなか応募がないという状況からすると、仕事がないとは言い切れないと思います。第三セクターのほうでも好調の企業等人を募集するわけですけれども、北上市、ご承知のように今大企業が集積し、賃金相場が上がっております。そうした中ではなかなか応募をする、むしろ引っこ抜かれるような状況にあっては、やはり今やっている方々、企業活動されている方の、単純に言えば賃金水準なり待遇なりをいかに上げていくかというのがむしろ現実的なのか、効果的な対策ではないかなという面もございます。

そういうような以前とは違った状況等を踏まえ、企業誘致にはそのような課題と、プラスこういうような事情があるということからしますと、今ある企業、今頑張っている方に目を向けてやるというのも今日的な取組の一つではないかなというふうに認識しているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 町長のおっしゃることも理解します。ただ、やはり町内にあるいわゆる職場もある程度限定されている職場というふうに私は感じるところもあるのです。やはりなかなか女性の立場、いわゆる専門職でないといけないような職場が

当然町にはあるわけで、今おっしゃるとおりで仕事がないわけではないでしょう。林業にしても、その他の職場にしても、多分あると思いますが、ただ私関連として個人的に考えるのであれば、企業誘致できなければ、やはり町内、町外で例えば従業員をある一定の企業に雇用先として住民を町が支援してやる、送迎してやるというような、例えばおでかけバスみたいなのも一つの提案ですと考えられないこともないのではないかなど。今いわゆる107号線もトンネル化になり交通のアクセスもよくなる中で、どうして企業が誘致できなければ、やはり住民の職場と生活を守る上で、やはりそういう一つの考え方として、基本として考える余地もあるのではないかなと感じます。これはあくまで私の個人意見ですが、受け止めてもらえれば助かりますが、私の持っている時間も大分少なくなりましたので、まずまとめて町長にお伺いしたいと思います。

まず、これまでのいわゆる諸事項について、取組成果あるいは課題等をお伺いしたわけですが、今町が抱える課題は数多くあります。しかしながら、目の前に迫る人口減少の対策については、極めて重要な、急務な重要事項であると考えます。私考えるには、今だからできる、今でなければできない、やはりやるべき事項がこの人口減少対策ではないかと考えます。町の現状維持、あるいは管理に対する予算、財政も必要です。しかしながら、住民の命、生活を守る、暮らしを守る上では、今後20年、30年先の後世の将来に明るい見通しを持っていくには、やはり真剣に今町が検討し、施策を考えるべきですと私は考えます。

そうした上では、どうしても人口減少が避けられない、あるいは今後30年、20年以内に人口が3,000人を切る、あるいは2,000人を割るような状況もあり得ると思います。そうしたとき、やはり町が持つ財政力、これは確実に健全でないと、名指しでまで言われた限界集落に真っ向

から町は突入すると思います。やはりそういうのも含めて、1つはできる限りの減少対策、あるいは1つは町の財政力を健全なものに、そしてやはりそれに向けた財政の蓄積をすることが私は肝要と考えます。

まず、私の今までの質問に対する私の考えですが、最後に町長の考えを伺って、質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 内記町長。

町長 今議員からお話ありました人口減少対策最優先でと、その取組の姿勢についてお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、それと併せて大事な財政の在り方については、財政計画に従って、節度ある行財政運営をしていくということでございます。そうした上で、人口減少対策にどう取り組んでいくか、最優先で取り組んでいくべきではないかということについてお答えさせていただきたいと思っております。

現在町が直面している課題の多くが人口減少に起因している部分が多いものと考えます。こうしたことから、現在町が取り組んでおります各施策の多くの目指すところは、定住環境の向上による転出者の抑制、移住者の増であると考えております。現在本町が取り組んでおります各種施策は、総体的に見た場合、他の自治体のものと比べ遜色はないものと見ております。

しかしながら、町単独での取組にも限界があり、国及び県の取組と相まって、各施策の効果を高めていく必要があります。子育てに関わる各種助成などもそうでありまして、保健、医療についても同じであります。このような生活の基本に関わる場所は、全国どこにいても同じように手当てをしていただく、その上で各自治体においてそれぞれの地域特性を生かし、魅力ある地域としていくことが望まれるものと考えております。

本町におきましては、以前の議会においても議論させていただきました雪を中核とする地域ブランドの強化や、今内外から好評をいただい

ております時代を捉えた観光業の拡大、また湯田牛乳公社のヨーグルトやワラビ等、地元産品を利用した商品に見られるような特産品の生産販売の促進による地域経済の拡大、そして銀河ホールなどの演劇活動に見られるような特色、西和賀ならではの景観形成などにより地域特性を発揮し、人々を引きつけていく力とするという見通しを持って取り組み、人口減少に歯止めをかけていくことが大事であるというふうにご考えておりますし、それに全力で取り組んでいきたいというふうにご考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 これをもって、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくをお願いします。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

明日、9日からは予算審査特別委員会に移りますが、予算審査特別委員会については、全日程告知端末放送を行いますので、あらかじめお知らせいたします。

議員各位には、会期日程に従い予定した日程で審査を終えるよう特に望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 1時58分 散 会